

不育症検査の費用を助成します

令和4年4月より、不育症検査費用に要した費用について**上限15万円**を助成します。

○対象となる検査

保険適用外の不育症検査(不育症とは、流産・死産等を2回以上繰り返すこと)

○対象者

令和4年4月以降、上記検査を行った方のうち、次のいずれにも該当する方

- 1 2回以上の流産、死産の既往があること
- 2 法律上の婚姻をしていること(事実上婚姻関係である方も含む)
- 3 検査期間および申請日に夫婦双方が市内に住所を有し、居住している方
- 4 市税の滞納がない方
(申請日の前年の1月1日に市外に住所を有していた方は、前居住地の市町村で発行される滞納がないことを証明する書類が必要です)

○助成金額

検査費用について15万円を上限に助成

(茨城県不育症検査費助成を受けた方は、県の補助額を差し引いた額を助成)

申請から交付までの流れ

- 1 検査終了後、次の①から⑤を健康推進課へ提出
※①、②は市ホームページからダウンロードできます。

申請に必要な書類

- ①不育症検査費助成金交付申請書兼請求書
- ②不育症検査医療機関証明書(不育症検査終了後、医療機関作成)
- ③医療機関発行の領収書(写し)
- ④申請する方の金融機関の口座情報がわかるもの
- ⑤申請日の前年の1月1日に市外に住所を有していた方は、前居住地の市町村で発行される滞納のないことを証する書類

- 2 交付決定通知書送付
- 3 口座への支払い

※原則、検査年度内の申請となります。



不妊治療・不育症検査の費用助成について、
ご不明な点等あれば、お問い合わせください。

問 **かがやき** 健康推進課母子保健G ☎54-7121